

鳥獣保護法運用のありかた

風 間 辰 夫

昭和38年、「狩猟法」から「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正され、さらに昭和53年に大改正が行われて、狩猟免許制度が発足した。これは狩猟者に対しては画期的なことで、狩猟試験に合格した者にも、都道府県知事から狩猟免許が交付され、狩猟者登録をしてはじめて狩猟をすることができるようになった。狩猟免許には3種あり、甲種は銃器以外の猟具を使用する狩猟で、乙種は空気銃・圧縮ガス銃以外の散弾銃を使用するもの、丙種は空気銃・圧縮ガス銃を使用するものである。

この制度は理想的なものとは見られていないが、試験に大きな欠点があり、これを改正しないかぎり、真の意味の狩猟免許制度とは言えない。その問題点を考えてみたい。

まず、適性試験であるが、視力、聴力、運動能力の検査で不合格になることはほとんどない。つぎは知識試験であるが、これも少し勉強すればたやすく合格する。第3は技能試験で、甲種は猟具の取り扱いを、乙種は空気銃を除いた銃の取り扱いを、丙種は空気銃の取り扱いを試験し、それに加えて鳥獣判別試験を実施する。この判別試験は16問で各2点、32点満点、減点方式で採点される。技能試験は各種の猟具試験と判別試験を合計してマイナス31点以下にならなければ合格である。最近、全国的に猟具の取り扱いで不合格になる者はいなく、せいぜいマイナス10点どまりである。したがって判別が1～6問しかできなくても合格になってしまう。

この問題を解決するためには、まず、鳥獣判別試験を独立させて100点満点とし、70点以上を合格とするべきである。

このほかに、つぎのような改正をすべきと考える。第1は有害鳥獣駆除の問題で、この申請があまりにも多すぎて、鳥獣保護区内での駆除を認めないと、保護区そのものの存在があやくなる。この許可基準は県によってまちまちであるので、早期に全国统一基準にすべきである。

つぎは狩猟取り締りである。法律や規則によって狩猟規制が行われているが、法律を忠実に運用すると、鳥獣行政担当者が“首”にされるようなことになりかねない。鳥獣保護法違反を取り締る特別司法警察員に指定されている鳥獣行政担当者は全国で1230人もいるが、司法権を行使する行政担当者はそのうち数人にすぎないであろう。私などは何回も「首にしてやる」と言われてきた。この職は他の職種と異なり、信念と強い精神力が必要である。法律違反者を徹底的に取り締ることができる制度にしなければならない。

また、野鳥の飼養についても改善が必要である。たとえば、「輸入証明書」なる極めてインチキなものが数十万枚も発行され、密猟された日本産の野鳥に付けられ、鳥獣保護法の適用を受けなくてもよいという口実になっている。私が取り締ったなかには、オオタカなどの証明書が不当に印刷されていた例があり、まったく驚かされた。こういうことがまかり通れば、日本産の野生鳥類のほとんど全種が飼養可能になってしまう。

このように、鳥獣保護法の運用にあたっては問題がありすぎるほどである。一刻も早くこれらを是正し、鳥獣保護法の精神がいかされるようにしなければならないと思う。

鳥類調査に係る 各種の許可申請と届け出

野外で自由に鳥を捕えることが許されたのは一時代前のことで、いまでは、鳥の調査研究を行うことも各種の法的規制を受けます。生きている鳥を生け捕りにし、調べたあと放す場合であっても、また卵にさわらただけであっても、鳥獣捕獲許可、鳥類卵採取許可を環境庁長官から受けておかなければなりません。

天然記念物に指定されている種を捕えて調査する場合には、捕獲許可のほかに天然記念物現状変更（学術調査）の許可を文化庁長官から得なければなりません。地域が天然記念物に指定されている場合には、その地域内に立ち入って調査することも、写真を撮影することも現状変更になり、あらかじめ許可を得ておかなければなりません。

絶滅のおそれのある鳥類は「特殊鳥類」に指定され、その譲渡は法律で規制されています。野外で特殊鳥類指定種を保護したり、その死体などを発見し拾得した場合には、関係行政機関にそれを届け出て、公的機関に収容しなければなりません。また、指定種の生け捕りや保護地域への立ち入りを環境庁長官の許可制とすることが検討されているようです。

よく知られているように、標識鳥を回収した場合には、それを鳥類標識研究センター（山階鳥類研究所標識研究室）に報告する必要があります。

今回は、これらの許可の申請のしかたや注意すべき点、届け出や報告についてまとめておくことにしました。調査研究を計画している人に役立つと思います。

1. 天然記念物の現状変更（学術調査）に必要な許可手続きへのアドバイス

花 井 正 光

文化財保護法では、天然記念物などの指定記念物の現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている（第80条第1項）。

文化財保護の基本的な考え方は、本来の形や状態を現在より悪化させないようにすることで、この思想に基づき、人為による現状の変化（悪化）を防止するため、いろいろな規則が定められ、制度が設けられている。

ところで、最近の動植物生態学の興隆に伴ってか、天然記念物に指定された動植物の調査研究に係る現状変更許可申請の件数が年を追って増加してきている。こうした状況にあって、申請書類の不備が原因で手続き上処理できなかつたり、予定期日に間に合わないなどといったトラブルが生じてきている。

以下に、現状変更許可申請に際しての書類作成上の留意事項や行政処理システムなどを

略記し、諸賢の理解に供したい。

現状変更の許可申請にあたって、申請者が提供する書類の必要な記載事項は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」によって定められている。動物の天然記念物には、周知のとおり、地域を定めず指定されているものが少なくなく、しかも無主物である動物も多いことから、他の記念物と記載上異なる点も多い。したがって、上記規則にある記載事項のうちには不要の項目もあるが、要は、誰れが、どんな理由で、どの天然記念物に対し、どんな行為（内容と方法）を、いつ、どこで実施しようとするのかを記すことが肝要である。その上で、当該行為によって生じる天然記念物への影響評価と、行為が社会通念上許容されるべき内容であることを、説明するのではなくてはならない。行おうとする調査研究が学術的にみて有意義なものであるか、或いは当該天然記念物の保護・管理に役立つものであるかが許可判断のポイントであるから、申請書類は簡潔ではあっても懇切に作成されるべきである。例えば、関連する既発表論文や調査研究の必要性を客観的に証する資

料などを添付すれば、処理の際の判断を助け、結果として処理時間の短縮にも繋がる。また、天然記念物であっても自然公園法やいわゆる鳥獣保護法の規制をも受ける場合も多いので、現状変更の許可申請時には、これらの法律による許可に関する現況を記載しておく必要がある。

申請書は現状変更を実施しようとする場所が存する都道府県教育委員会を經由して文化庁へ提出される。また、地元市町村が管理団体**に指定されている場合には、まず市町村教育委員会へ申請書を提出し、その後都道府県を經由することになる。許可書の流れはこの逆のコースとなるので、文書の往復だけでも必然的に時間を要することになる。一概には言えないが、許可書が申請者に届くまでには1～2カ月を要するのが通例である。

現状変更であっても、天然記念物への影響が軽微であると判断されるときには、必ずしも許可を要するものではないことも法では認めている。しかしながら、この判断は文化庁長官に委ねられることになっているので、軽微であると考えられる場合であっても、管理団体（市町村）、都道府県、文化庁のいずれかに問い合わせる必要がある。

最後に、現状変更が許可され、調査研究等が終了した際には終了報告を文化庁長官宛提出することが上記規則で定められていることを付記しておく。

- ・ ニュース編集部に複写あり。ほしい人は連絡を。
- ・ 文化庁編「史跡名勝天然記念物指定目録」（第一法規、1984）に示されている。

2. 鳥獣捕獲・鳥類卵採取許可の申請

長谷川 博

野生の鳥類を調査研究するとき、鳥を手にして体重や各部位を測ったり、換羽状態を調べたり、足環などで標識する必要が生じる。また、巢内の卵の数を知り、卵の大きさや重

さを測ることも必要になる。こうした場合、鳥を殺さなくとも、卵を割らなくとも、鳥や卵を手にする行為そのものが法律の規制を受けるから、あらかじめ環境庁長官から「鳥獣捕獲・鳥類卵採取許可」を得ておかなければならない。この許可を得るための申請のしかたについて、経験をもとに述べる。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」第13節にこの規定があり、学術研究を目的とする場合の許可範囲には、許可対象者として（1）理学、農学、医学、薬学等の調査研究を行う者で、関係学会の会員又はこれらの者から依頼を受けた者、（2）標識調査従事者と制限がある。期間は6か月以内である。

許可申請書の様式は法令でとくに定められてはいないが、事務の迅速化のために都道府県で一定の様式が示されている*。だからこれから申請しようとする人は、まずこれを手に入れ、それにしたがって申請書を完成させるとよい。都道府県の林務課あるいは自然保護課に直接相談するのが最短だが、知りあいの鳥学会会員に相談するのもよいだろう。

申請書でとくに注意すべき点は、「学術研究を目的とするものにあつては研究事項及びその方法」について、別紙にきちんと詳細に説明することである。調査研究計画書を添えるくらいの方がよい。もうひとつ大切なことは、計画している調査研究が、単に個人的な興味を満足させるのではなく、公的性質をおびていることを示すことである。公的機関の長あるいは学術団体の代表者から推薦書をもって添付し、公的な調査研究活動であることを示すとよい。もちろん、推薦書を書いてもらうためには、その人に会い研究計画をじゅうぶんに理解してもらう必要があるが。

申請書が完成したら、複写でよいから2部用意して都道府県知事あてに提出する。提出先は林務課あるいは自然保護課だが、場合によっては地方事務所のこともある。申請から許可証交付まで約3か月かかるから、この余裕をみて早目に申請すべきである。

この申請をするとき、迷うことがある。たとえば、調査研究を行う区域と申請者の居住地とが離れている場合、どちらの都道府県に申請書を提出すればよいか。この場合、原則としては居住地の県に提出し、そこから関係の県の担当係に書類が転送されることになっている。しかし、私は関係の県に直接提出している。また、調査区域が複数の県にまたがる場合にはどうすればよいだろうか。この場合、面倒でも各県に書類を提出すればよいだろう。迷った時には県の担当者に電話して指示をおおぐのが最もよい。

この法律は、捕獲すなわち捕殺を前提にして、生け捕り放鳥の可能性を標識調査のみに限定している。そのため、生捕放鳥を行なう一般の学術研究にはいろいろな不便がある。前述した迷いもそれに帰因する。当面、目的を「学術研究および標識調査」として許可を申請すれば、種数や個体数、区域、方法についての制限がなくなり、調査研究をしやすくなる。しかし、期間は6か月以内なので、半年ごとに許可を申請しなければならない。

今年7月1日から、環境庁の鳥獣保護課は野生物課に改組された。これに対応して、たとえば、「野生物保護および狩猟、漁業に関する法律」というふうに法律の改正が行なわれるかもしれない。その時には、非捕殺の学術研究をやりやすくするために、規則の見直しと改善が行われるべきである。

・ 見本あり。希望者はニュース編集部へ連絡を。

3. 特殊鳥類の保護、収容等の届け出

日本またはそれ以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類（加工品を含む）は「特殊鳥類」とよばれ、種の保存を図るために対象種（政令によって定められている）の譲渡等は規制されている（「特殊鳥類の譲渡等の規

制に関する法律」）。野外で特殊鳥類指定種を保護した場合には、県の鳥獣捕獲係などに速かに届け出て、放鳥あるいは動物園での保護飼育など、どのように処置すればよいか指示を受ける。また、指定種の死体や死卵を発見し、拾得した場合でも、それを鳥獣保護係などに届け出て、学術研究機関（博物館や研究所、大学など）に収容しなければならない。

この届け出の様式はとくに定められてはいない。1) 種名、2) 保護拾得の年月日と場所、3) 保護拾得時の状況とその後の措置、4) 保護拾得者の住所・氏名を報告すれば足る。これにもとづいて、鳥獣行政担当者が公的機関への保護飼育や収容のための書類を作成することになる。

（補）鳥獣保護法と特殊鳥類譲渡規制法は、鳥獣保護研究会編著「改訂鳥獣保護制度の解説」（大成出版会、1984）に詳しく解説されている。

4. 標識鳥の回収報告と足環の届け出

標識鳥を保護したり、鳥類足環標識を回収した場合には、ただちに回収報告をする必要がある。回収した足環は、回収地あるいは回収者が居住している都道府県の鳥獣保護行政担当係に、または山階鳥類研究所標識研究室に直接、回収報告をそろえて届け出る。

回収報告用紙は山階鳥類研究所に用意されているので問いあわせるとよい。報告に必要な情報は、1) 足環番号、2) 回収年月日、3) 回収場所、4) 種名、性別、年齢、5) 回収された鳥の状況とその後の措置、6) 回収者の氏名、住所、電話番号、7) その他の連絡事項（あれば）、である。

・ 270-11 我孫子市高野山 ☎0471-82-1107

（以上2件 編集部）

第20回国際鳥学会議の開催国はニュージーランドへ

— 黒田会頭は NZ 大会の名誉会長となる —

本年6月22日から29日まで、カナダのオタワ市国際会議場で第19回国際鳥学会議が開催された。参加国約70国、参加者約1,350名に達し、過去に例をみない盛会であった。わが国からも14名の参加者があり、これまた過去の国際鳥学会議を通じて最高の参加者であった。

ところで、この第19回国際鳥学会議の次の会議の開催国に日本が有力な候補に上がり、日本鳥学会でも評議員会で検討の結果、第20回国際鳥学会議(1990年)を東京に誘致することに決めていた。しかし、オタワの国際鳥学会議期間中に開かれた国際鳥学会議の評議会では、ニュージーランドのクライストチャーチが次回開催地に選ばれた。なお、その席上アメリカ合衆国の Charles Sibley 博士がニュージーランド大会の会長に、わが黒田長久会頭が名誉会長に選出された。わが国は、開催国をニュージーランドに譲るはめになったが、黒田博士が名誉会長になられたのは大変名誉なことで、喜ばしい限りであった。

ニュージーランドが次回開催国に選ばれた理由はいろいろあるが、日本の物価高とドミトリイがないといった社会資本の貧困さがわれわれの足を大きくひっぱったのは事実である。それに加えて最近の円高の影響も大きかった。また、今回のカナダの場合も、次回のニュージーランドの場合も、政府が観光と国際親睦に力を入れ、1億円に近い巨額の援助を国際鳥学会議に約束していたのに対し、日本の場合は資金を全面的に民間の寄付に依存しなければならないこともマイナスとなった。そのうえ、次回国際鳥学会議は日本へという話はもともと国際鳥学会議の役員側から出た話であったので、事前の根まわしをまったくしなかったことも敗因のひとつであった。

国際会議に出席して感じることは、諸外国は国際会議の誘致にきわめて熱心である。例えば、今回のニュージーランドは、代表格・中堅・若手の鳥学者がそれぞれ手分けして誘致に努めていた。また、オタワのニュージーランド大使館がパーティを開いて他国の学者を歓待し、誘致の支援をするなど、とにかく活発に動いていた。裏面での外交的かけ引きもかなりあったことと想像される。

諸外国がこれほど国際会議の誘致に熱心であるのは、やはりそれだけのメリットがあるからである。今回はニュージーランドに不覚をとったが、日本鳥学会としては現在30代の人々が中心となり、8年後か12年後にもう一度チャレンジすることを望みたい。(森岡 弘之)

第19回国際鳥学会議印象記

第19回国際鳥学会議は本年6月22日から29日までカナダのオタワで開催された。オタワはこぢんまりとまとまった美しい都市で、宿を提供してくれたオタワ大学の寮の人々が親切だったこともあって、会期を私はゆったりと過ごすことができた。参加者は1,300名余りにも及び、会場となったオタワ・コンGRESS・センターは連日、朝から夜遅くまで大賑わいであった。地元カナダはもとより欧米からの参加者が多く、会場を見渡せば白人ばかりとの印象を受けた。

初日と最終日は式典と宴会、中日はエクスカージョンで、残りの5日間は毎朝8:30から夜まで特別講演、シンポジウム、口頭発表の一般講演、自由集会、フィルム講演等のスケジュールが詰まっており、別の一室では会期中ポスター展示が続けられ発表者は毎日一時間だけ説明をすることになっている、といった具合に盛りだくさんで、私などはフィルムは結局一つも見ず終いであった。

講演の中で強く印象に残ったのは Newton 氏の特別講演で、聞きとりやすい英語とわかり良

い図表で示された長年にわたるハイタカの研究はデータの質と量で十分な説得力をもって聴く者に迫ると同時に、個体が一生に残した子の数が明らかになれば一挙に新たな展望が開けるに違いないという期待が必ずしもそう甘いものではないことを教えてくれた。私の英語能力の乏しいこともあって、その他の口頭の講演は必ずしも十分に理解できたわけではないが、少ないサンプルから日本国内の学会発表との違いを敢えて挙げると、①データをつみ重ねて議論するタイプのもは多くない、②主張が明確なものは比較的多い(データに照らして妥当な主張かどうかは別問題)、③図表が汚くて意味不明のものがかなりある。②の点は日本人研究者が特に注意せねばならぬ点であろう。ポスターには興味深いものがかなりあったが、所定の時間に発表者がいなくて話ができなかったことが何度もあり残念だった。

中日のエクスカージョンは外国人研究者と交流の絶好の機会だった。私の講演が前日だったことも幸いして、名のみぞ知る“同業者達”とゆっくり話すことができた。

このように、初めて参加した国際鳥学会議は私にとって十分に刺激的なものであったが、言葉の壁をやはり感ぜずにはおれなかった。非英語圏の外国人参加者に比べて日本人参加者の英語を聞き取る能力は私を含めて平均的に(達者な方も勿論おられた)低かったようだ。話すのは結構できるから相手がいぶかしがることもない。私自身も講演はわかっても質疑応答はチンプンカンプンというのが多かった。今さら日本の英語教育の貧困さを恨んでも仕方がないので、次回のニュージーランドまでには不自由なく聞き取れ、しゃべれるようになってやるぞと決意して帰国した次第であった。

(江崎保男)

日本鳥学会誌へ投稿のお願い

昨年の大会で決まったように、今年度から「鳥」は「日本鳥学会誌」に衣がえすることになっている。本当はその1号がとうに刊行されていなければならないのだが、諸般の事情で「鳥」の刊行がおくれ、最近やっと「鳥」の最終号(第34巻4号)をお届けしたばかりである。遅刊の理由はいくつもあるが、投稿が少ないのも遅刊の一因である。原則として投稿の順に出版して行くので、なるべく多数の会員が研究成果を発表されるよう期待している。英文などの苦手な方には編集委員がお手伝いします。ただし、データだけはしっかりまとめて下さい。

原稿送り先 079-01 北海道美幌市光珠内 専修大学北海道短期大学 正富宏之 あて

日本鳥学会誌の別刷代金について

学会誌の印刷代が改訂となり、別刷代も35巻1号から多少(前年比5%くらい)値上げされることになった。今後当分の間、別刷代は次の式によって算出されることになるので、投稿者は別刷注文の際参考にして下さい。

表紙なしの場合

$$\text{別刷代} = (4 \text{円} \times \text{印刷頁数} \times \text{部数}) + 500 \text{円}$$

表紙付の場合

$$\text{別刷代} = (4 \text{円} \times \text{印刷頁数} \times \text{部数}) + (5 \text{円} \times \text{部数}) + 500 \text{円} + 3,500 \text{円}$$

上記のうち、500円は基本料金、3,500円は表紙の組代・印刷代、 $4 \text{円} \times \text{印刷頁数} \times \text{部数}$ は別刷本文の紙代、 $5 \text{円} \times \text{部数}$ は表紙の紙代。なお、短報の場合はふつう表紙はつきません。また、別刷代のほかに郵便料金の実費プラス梱包料350円の送料が追加されます(公費払いの場合は送料を別刷代に含めます)。

(以上2件 編集幹事)

国際鳥類保護会議 (ICBP) から出版される専門書の取り扱いについて

ICBPは世界の鳥類保護を推進するため、シンポジウムや研究会を組織し、そこに集められた最新情報を専門書にまとめて出版しています (ICBP Technical Publications)。

こうした専門書は、購読者の数が限られるため、一般の出版社から刊行し、販売すると非常に高価になります。それを避け、鳥類保護にかかわる人びとに、最新情報を安価に届けるため、ICBPは自ら出版しています。ただ、この場合には、広告・宣伝がゆきわたりにくく、ICBPは構成団体に販売促進の協力を求めています。

本会はこの趣旨を理解し、この「鳥学ニュース」を通じて広告し、注文を取りまとめています。これまで数多くのかたから注文いただきましたが、ここで注文と代金支払いについて説明しておこうと思います。

「鳥学ニュース」発送後2週間で第1次分の注文を締め切り、ICBP出版部に共同注文します。本はICBPから直接、注文者に届けられるように手配します。ICBPは注文を受け、船便で発送するので、本は約6週間後に届くことになります。したがって遅くとも2か月後には本を手にすることができるはずですが。

共同注文のさい、代金を一括して長谷川が立替え、外国郵便為替で送金します。注文者には、そのあと明細を示した請求書が送られます。それにしたがって長谷川の郵便振替口座に払い込んでいただきます。

その後の注文については1週間ごとにとりまとめて同様に取扱います。しかし、あとになると手数料が割高になるので (注文部数割りにする)、なるべく早く葉書きで注文して下さい。ICBPに直接注文して本を早く手にしたいかたはお知らせ下さい。注文書を複写してお送りします。

この共同注文を利用すれば手数料実費を支払うだけですむので、一般の洋書輸入業者の手を通すより安価に本を入手できます。しかし、商売ではないので代金の支払い猶予はありません。あらかじめご承知おき下さい。

(補記) 申し込みには住所・氏名を忘れずに。

前号でお知らせしたICBP専門書シリーズ第5号「ワン・タカ類の保護研究」を注文されたかたのなかに、葉書きに自分の住所・氏名を書き忘れたかたがいます。郵便局の消印は「宮崎、86・5・28、12-18」となっています。心あたりのかたは連絡下さい (本は編集部すでに届いています。
(ニュース編集部 長谷川)

キツツキのカラーライドを集めています

私はイギリス人で、世界中のキツツキ類のカラーライドを収集しています。ヨーロッパのものは集まりましたが、アジアのものがまだ1枚もありません。皆様のなかにもキツツキ類の余分なライドをお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非お譲り下さい。とくにノグチゲラのライドを欲しいと思っています。— Geoffrey McMullan (文通希望者は本会事務局まで)

— 例会のお知らせ —

1986年11月15日(土) 午後2時開演、4時ごろまで

講演：東京湾の干潟の現状と今後の課題。桑原和之氏 (千葉県立博準備室)。講演終了後、演者をまじえて討論の場をもうけます。ふるってご参加ください。

会場：東京大学農学部2号館 (教室の案内を当日、門に掲示します)

* やむをえず会場、講演内容などに変更が生じた場合、11月13-15日の間、テレフォンスービスをしています。

電話番号：0484-62-7141

(会合幹事)

新刊情報

「動物大百科」7 (鳥類I), 8 (鳥類II), 9 (鳥類III) C. M. ベリンズ, A. L. A. ミドルトン編, 黒田長久監修, 平凡社。各2,800円。1986年6, 8, 10月刊。

哺乳類(1-6巻)につづく鳥類3巻が刊行中である。鳥類各グループの生態と行動が主に解説されているので、鳥の世界を知るのうってつけの入門書。

「世界鳥類和名辞典」山階芳麿著, 大学書林, 20,000円(刊行記念特別定価, 1986年12月31日まで, 以後23,000円)。1986年6月刊。

山階鳥類研究所がすすめてきた, 世界の鳥類全種に標準となる和名をつける作業がついに完成し, 一冊にまとめられた。分担共著者は内田清一郎, 黒田長久, 松山資郎三氏。学名, 英名, 和名のほか地理的分布が略号で示され, 単行本を中心にして参考文献も多数あげられている。専門家にも有用である。

「鳥類の生活史」羽田健三編著, 築地書館, 12,000円。1986年8月刊。

今春, 信州大学を停年退職された羽田教授が, 長年にわたって研究し, 門下生を指導して得られた研究成果の集成である。鳥類の繁殖や生活史の研究を志す人にとって基本文献になるはず。

「鳥類の繁殖戦略」(上, 下2巻) 山岸哲編, 東海大学出版会, 1,600円, 1,800円。1986年3, 7月。

「動物, その適応戦略と社会」というシリーズの2巻。若い研究者による意欲的な取り組みを多数ふくむ論文集である。鳥類を対象にして現在, 日本で進化生態学, 行動生態学がどのようにすすめられているかを知ることができる。

「探鳥記—50数年前の鳥類生態研究創始の記録」山田信夫著, 三学出版, 1,300円。

本会名誉会員山田信夫先生が若かった時に北海道, 鳥島, 樺太, 台湾, バラオ群島と各地を走りまわった鳥類生態紀行。

「鳥のはなし」(I, II) 中村和雄編著, 技報堂出版, 各1,300円。1986年7月刊。

鳥についてのさまざまな話題をやさしく解説している。

「検索入門 野鳥の図鑑, 陸の鳥1, 2」中村登流著, 保育社, 各1,400円。1986年4月刊。

カラー写真と線画による検索図鑑, 水の鳥は9月刊予定。

「船倉島・七ツ島の自然」石川県環境部自然保護課編, 発行, 非売品。1986年3月刊。能登半島沖の島嶼の自然を調査した報告書で, 船倉島の鳥や七ツ島のカンムリウミスズメ, オオミズナギドリ, その他の鳥類についてもふれられている。

Shorebirds: an identification guide to the waders of the world. Peter Hayman, John Marchant & Tony Prater 共著, Croom Helm, London & Sydney, 19.95ポンド(=約5,000円)。1986年刊。

シギ・チドリ類を好きな人に待望の本が出版された。世界のシギ・チドリ類全種を214枚の分布地図と1,800あまりの詳細なカラー画で示す。各種の詳しい記述もある。

新雑誌発刊

「日本鳥類標識協会誌」

今年2月に発足した日本鳥類標識協会(前号参照)の会誌1巻1号が5月下旬に発行された。年3回発行。バンダーでなくても協力会員になれば購読できます。くわしくは協会事務局へ。

都市に適応した鳥類について大いに語ろう

1986年度大会シンポジウムへのお誘い

来る9月13、14日に開催される日本鳥学会1986年度大会のシンポジウムでは「都市環境に適応した鳥類の生態」をテーマとして、いままで研究対象にあまり取り扱われなかった——いや見向きもされなかった(?)——都市の鳥を取り上げることにしました。都市の鳥は、野山の自然環境のもとで生きている鳥とは異なり、人の生活圏で生活している鳥です。しかし、身近かな鳥のわりには、わからないことのほうがむしろ多い鳥たちです。

東京の都心、大手町の人工池でカルガモが繁殖し、それがマスコミの話題になりました。また、多摩川から姿を消していたカワセミがもどってきました。ヒヨドリやキジバト、スズメ、ハシブトガラス、ツバメなどはすっかり都心に定着し、過密都市の中心部で人とともに生息しています。こうした鳥類はいつごろからこのような生活をするようになったのでしょうか。また、都市環境にどのように適応して生活しているのでしょうか。人のために造られた都市を、鳥の立場から検討してみることは面白いことでしょうか。自然環境と都市環境とを対比させ、鳥から見た都市論を展開することもいいのではないのでしょうか。

いっぽう、ドバトやカラスのように、都市で数が増えすぎたために、糞をまきちらしたり、ダニを伝播させたり、ゴミあさりをしたりして、人とのさまざまなトラブルを生じさせている鳥もいます。都市で鳥が生きてゆくためにも、人の生活のためにも、人が都市の鳥をいかに管理し、人と鳥との共存の方策をさぐることが重要で、これはこれからの大きな課題になるにちががありません。

都市は、東京や大阪といった巨大都市ばかりではありません。人口100万人、50万人、あるいは数万人といった都市ではどんな鳥がどのように生活しているのでしょうか。日本だけではなく、世界各地の都市の鳥についても考えに入れる必要があります。そうすれば、都市に適応するタイプの鳥類に共通した特性を発見できるのではないのでしょうか。

身近かな都市にすんでいる鳥類についての情報を持ちより、都市の鳥を大いに語りませんか。1986年度大会に会員のみならず数多く参集され、シンポジウムで積極的に発言されることを期待します。

(文責 唐沢孝一)

総会の委任状を大会準備委にお送り下さい

9月14日の日本鳥学会総会では、各種の会務が報告されます。これらには総会の承認を必要とする事項も含まれています。また、総会決議が行われる場合もあります。つぎの総会では会則などの大幅な変更は予定されていません。総会に出席できないかたは、総会を成立させるためにも、学会の運営を円滑にすすめるためにも、是非、総会の委任状を下記あてお送り下さい(委任状は大会通知におりこんだ参加申し込み用紙の下部を切り取って用いると便利です)。

また、研究発表プログラムを大会前に希望されるかたは、葉書で準備委に申し込んで下さい。

274 千葉県船橋市三山2-2-1 東邦大学理学部海洋生物学研究室内、日本鳥学会1986年度大会準備委員会。

世界のキジ

The Pheasants of the World

Paul A. Johnsgard
Foundation Professor of Life Sciences
University of Nebraska-Lincoln

OXFORD
UNIVERSITY
PRESS
1986年6月出版

定価 16,150円

現存する49種のキジについてその大きさ、特徴、分布状態、ステイタス、また、食料探しから移住、なわばり、結婚、生殖、巣作りにおける生態が詳細に記述されています。害を被りやすい種類、珍しい種類、脅かされている種類のステイタスには特に注意が払われています。合計53点に及ぶ Zoological Society of London 所有の Henry Jones による水彩画と Timothy Greenwood が本書のために新しく書いた水彩画、45点の線画、24点の分布図などヴィジュアルな物も満載され、表も22点掲載されています。本書はまさにキジの百科事典と言えます。27.5×22cm/320ページ

Handbook of the Birds of Europe, the Middle East, and North Africa—The Birds of the Western Palearctic

カラー図版・線画満載の全7巻継続発売中 Chief Editor Stanley Cramp
〈新刊〉 Vol. IV: Terns to Woodpeckers

定価 24,700円



オックスフォード大学出版局KK

112 東京都文京区大塚3-3-3
☎ (03)942-0101

〈原稿募集〉

各地からのたより、意見、さがしもの、交換希望、協力依頼、助人募集、研究会の案内、出版物情報、会員の消息、質問など、気づいたことをどしどしニュース編集部あて送って下さい。次号は12月初めに発行予定。原稿しめ切りは10月31日です。

〒112 東京都文京区大塚5-40-10 (電話) 03(943)2161
ニュース編集部 日本大学豊山高校 川内 博 宛

編集後記

会員のみなさまに役立つ情報を伝えるべく努力しているつもりですが、受信するアンテナの性能が低いため、なかなか思うようにゆきません。どのような情報を必要としているのでしょうか？ お知らせ下されば取り組みます。また、このニュースをどうぞ有効に利用して下さい。現在、年3回発行ですが、連絡を密にするため、年4回完全定期発行にすることも検討しています。そうすれば利用価値もあがるでしょうから。(長谷川)

鳥学ニュース No. 20

1986年8月20日 発行 (会員配布)

発行所 日本鳥学会 (〒160) 東京都新宿区百人町3-23-1
国立科学博物館分館内 (振替) 東京1-6599
(電話) 03(364)2311 印刷所 文英社印刷
発行人 黒田長久 編集者 川内博・長谷川博